長歌撰格

上

へ4
4422
1

ヘ4
4422
1

大正十五年三月二十日寄
奈良生順氏贈

是乃長歌樣格を法とし
又た記傳の道を可知
時代に於いて必つとめ
て詠記を業とせば
也尓長歌のつきの

上下

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

角理さを迎さ比事あり難波の江の葦の葉ごとに
学ぶ山ゝ人ゝ世にゝ名ゆる人
ゝ詠つゝにいゝつゝ学のゝ道ゝ深ゝそ世ゝ
ゝ歌ゝ歌ゝ古ゝ人ゝに言ゝ
言葉ゝ姿をうゝ所ゝ多ゝ
ゝ出ゝ大人ゝ
とゝ長ゝ
ゝ有ゝ

はいかゝ
ゝ花橘の香ゝ
く思ゝ
歌撰抄ゝ言葉ゝ
ゝ歌ゝ
ゝ上ゝ代の

世に一部の写とうをもて好事のあるを
しるあ孤てこれ或人の撰述に意ゆ乳
さしめて書く世にたくさんと風のうるはしき
にまてう世一うるのうるはしきものあるに
浪花の六兵衛

西信拾補注

池庵乃ゝ和尚ものゝ[illegible]
[illegible]
かゝうへかゝるゆゑ[illegible]長寿[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

ゆゑはやかてなろて也歡ふまりも患は音に觸るゝはやかて憂
へゝの催されゆく是又ゝを〻へハ雙調調乃春にすり黄鐘調乃夏に
ゝ平調調に秋ふゝ里盤涉調の冬ふゝりて あめつちに氣に應
し人に情に感通にゆるゝやおゝ ゝとゆりふ里大かゝるの世に堂
た言の上ゝたゝかくの如し まて歌も其ゝとに葉にあやをそ
へ もゝへをゝ〻乃へてゝゝ詠もるゝのゝれハ怒もゝ心もふ
とてふゝみゆゝるけゝん愁ふゝゝろゝいかてきゝの ひもかゝて
ゝゝからゝをゝいれゝ て天地なゝうゝかゝゝふ見えぬゝふ神
をゝあハ祇と ゝりは勞ふるといへゝる此ゆ恵ゝるそかゝいま此
多ゝ言と歌ゝの上に例のゝそへていはゝ世のゝゝ言ハ調へと
ゝのへけゝる琴ゝはゝ ゝ弾に鳴をゝことゝ歌にはやふてゝゝ
ふとゝゝ調子を正し絃をきめあゝて弾かゝもれふゝ常乃詞も

心の音ふてきあれと汝やあゝぬハゝゝゝゝれそまに只かれふゝ
ゝも琴に音ふゝあれゝゝもゝへゝのへゝゝ毒にかゝはゝ
に ハゝゝゝハ平言とは同しかゝに詞にあやをそへて もゝへけう
ゝゝゝん事に もゝをすへよゝのなゝゝ されハ上つ代に
に今ゝは宣命に文も甚つゝけゝは ゝゝ言のゝゝなゝゝふを神
に請禱祝詞の文ハいゝゝく詞ふかゝゝれゝゝる是神の聽愛にせ賜
ふへゝに為なれハゝゝる 神代紀一書に曰神閉居天石窟云云諸神遣
中臣連遠祖興台産靈兒天兒屋命兩使祈焉於是天兒屋命云云廣
厚稱辭祈啓矣于時日神聞之曰頃者人雖多請未有若此言之麗美
者也乃細開磐戸而窺之竊見其手力雄神奉出天照大神
くちそゝりてまし けれ歌ゝゝゝゝ ゝゝゝゝ

はあらへからす故こゝの詞のあやを貴ぶ〳〵いあ〳〵へも歌をいへ
ゝ長歌ゝ事にゝて甚他さわゝて旋頭歌短歌片歌なとゝいへゝ
ゝ書紀古事記萬葉集なと皆然かゝるゝ有へし
ものなめゝれあるハゝゝめゝうゝゝゝの大行幸大御猟大御軍ゝゝ
ゝそほひ内侍所の遷行伊勢ゝ遷宮式なとの稱辭あゝゝ大宮造
新宮の鹵簿新御代踐祚大嘗會なとの神壽言ゝは殯宮大御葬
なとのゝいゝゝとはゝ奉ゝあゝハ大御軍の討手ゝ出立可惜
人乃戦死忠死の弔ひあはハ節刀遣唐ゝ御使乃餞別の類ひ其外
世間の異變ゝ類又大なゝる吉凶幸災の上なのゝ短歌にい
かてゝよみあくゝ事ゝあゝ事をあゝて
きゝのうへを合ゝもゝ長歌ならてハ事盡ゝ長歌に疎
ゝらん人ゝゝくゝゝ端書をゝらみゝて〳〵ゝて短歌ゝ合み

なゝとゝ〳〵ゝ其ゝゝかゝを云のみゝゝゝゝく歌ハ物
に就て感歎ゝあゝゝ長ゝゝゝゝ其大ゝ事に對てよ
まれゝゝハゝゝは歌みゝあゝに甚ハ然か端書ゝて強てよめ
はをゝゝに古人なゝはゝはかゝゝゝ長歌ゝゝへきをゝゝつゝ
ふゝゝゝゝて其ゝゝゝ欠ゝゝゝゝゝ其人の淺ゝゝゝゝ見ゝ
すくゝのゝきハゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝは心得おくへ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝの雅樂譜ゝゝ神樂催馬
樂譜等の古ゝ節付の本につゝて年来考へ合ゝゝに上つ代乃
長歌ハ當昔の雅樂乃大かゝゝゝゝ曲調ゝ隨て直ゝ歌ふへくゝゝ
なゝつれハやゝて其ゝゝを歌舞の時にゝのゝゝゝゝ合ゝてゝゝ
ふゝゝゝくゝゝゝ樂曲の音調ゝ協て殊更ゝゝゝゝゝゝゝ
ゝて〳〵ゝゝゝ諷ひて合ゝゝゝゝゝ又彼短歌ゝゝゝゝゝゝ其

[illegible]は[illegible]へ[illegible]ふ[illegible]ちうに[illegible]附そへてうゝ[illegible]ゝ[illegible]

先長歌の句格ハ直ふ雅樂のうゝ[illegible]ちめとしつきたるゝハ古事記

上巻神代歌ふ

○八千ほこの[illegible]ハ[illegible]妻[illegible]て[illegible]

此句よりの次下異節ちゝまつれハ自ラ
左行右行相連ありてあやをなせる也
はなはだ美しく出来歌とゝ合せて知へし

[illegible]

[illegible]

[illegible]

八千ほこの　みのみこと　るのかうま　ちとは

此外なほ古のつたへなる三首なほ書紀に二首出るも皆此趣
なれば引るるとあれども其神たちはるみ弦くるとは
云ふをあらず。たゞ古くより雅樂寮に八千矛舞なと云曲ありて。
其曲にうたひ傳へきたりしなり。彼久米舞なとの曲に准へてもうし。
凡そ古事記書紀に載せたる。古代の奇なるも皆雅樂寮にうつ
し傳へたるを。彼書撰へるまゝ時獻ちなみて。録されたる事既に先
注とかに云るかてとれもあり。右等の歌に次くに某曲（ナニブリ）まつ上歌（アゲウタ）志
都歌（シヅタ）志良宜歌（シラゲウタ）片下（カタオロシ）返歌（カヘシウタ）なと云てを添るも此故なり。なほ
その時長歌のみ。うるせ〜まを奉りて。片歌。短歌。旋頭歌等も皆
みに添る。調へやもを省まて出せる。是本短歌は口誦のみ乃

物にして。殊に國史の上に為に載すはあらさ仍は也。
されは。右記紀に載せる。上つ代の歌をもと相合せて。長歌は。
うたふへくもうたふるものあるをもとるへし。彼樂譜の節付と。一々に引合せて。
たしかに知せまかれと。樂律の事は。樂家の重に秘にして。
漫にすのそへきなりねは。悼まて漏しつ。その中に仁智要録。樂譜
要録。體源抄。五重序。嘗遺宴集等に出る事を。引て云ふ悼るへに
なりねと。長ねことをもの。みに引出にて。此心にて此等に書を見
む人をおのつから知へく。又々足りてゆるはなきを
やはりいふるへきものそとて。それらをもはしめつ。うたふへ
くもうたふるとき。るせへは萬葉卷一。舒明天皇内野に御獵立せる
時。中皇女命の。献うめ弦くるまを。吾大君に。云ふ朝
かりに。今たつにけり。夕かりに。今たつにけり。云ふをあるは朝
どく出立をもに。奉うめ弦へは御歌なれは。あををもうと云か
用なるは。夕獵をそ。弦へるをもうたふもうへうみもう。あをを
をを。ゆくにをもに。ゆふへといをもうの。其意趣をかをるを次に

二句ハ樂家にいはゆる節博士といふものにて其句添にて長
き〳〵間拍子にあてはめたるなり又「あるはまめおやにあるを」と云
を再び返を孫へるを皆ふし博士なり かくいふ此ふうハ間
人連老はもて献〳〵めたてまつれハうゝひ踊るみきあらと
を もろもへくれとゝ あはロつうらうはすゝめて献を賜ひしなり
上つ代もうして奉らるゝ例を彼仁徳天皇の大御歌を
舍人鳥山といふを〳〵て筒城宮にまれ大后の御許ふたまはす
たくもりて皆口つからうゝもゝ引ひるハ彼釈に委くあれ
まんれるからゝ さて又短歌ハ只意旨述るまての物なり
てらゝふ時ハ別ふもらんをそんゝと近ふを神樂催馬樂譜を
との歌ふてもるゝ かの萬葉卷十二に
乞吾駒早去欲亦打山将待妹乎去而速見牟と云を催馬樂に載て其

うゝへまゝやう
いて成 まくゆまこと まつち山あいれ
まつち山いれ
つち山
まつうん人を ゆおてさやあいれ
ゆおてさやえむ
これハ三十一字にうゝを拍子とりて五十三言みうゝひうち又
續紀天平十四年正月十六日條下に
新年始尓何久志社仕奉良米萬代麻豆尓とあるを同書にうゝ
るけすは
あうゝた こまのはめに かゝこそ
かゝこそ つうんまつうゝ あ世まてん あれそこ
ぐゝや

是又うゝたへる所五十三言なり。まゝ古今集廿卷に

百四まゝに

同書にの歌て

あかねふく　おなじ中山　おひふせる　なをやらいあやけいきもや

おひふせる

おひふせるもれ

おひふせる　細谷川の

おとのさやゝゝ　やらいあやまんきもや

おとのさや

おとのさやゝゝや

と評せ八十五言にらひちをもれらあてその大方を知へた也。

むかゝゝすゝ素戔嗚尊おん大御歌を三十一ゝのけりめやもて此

りの數なりゝもにりのにいをなれめれと今おもふよ彼御歌

は後これ三十一りの歌とも其の趣ひや異なりて りとはゝ。

立出雲（タチイヅモ）も妻隱（ツマコモ）る八重垣作よと宣へるほとの佐引なるをかの御

時まかりうゝもれとて

八雲立

出雲八重垣ゆまゝに

八重垣つくるその

八重垣を」と三段よもちへてうゝひ陽ゆ事をそはるの催

馬樂おかゝ門をゆまゝかくちをぬるをのゝゝ古ちるら」と云

なゝゝきよとて

わか門を　やまんあゝまんねるはのゝゝかちけるらや

さけんかうさん　ねるをあく　よりちるらや
ぐうこけるうさん
やうやうひをへて。ゆく大海みそちて　けれる事柳ゐ花をけうりを
匿と。いふことを
おほかちにそひてのゆゑ　あを柳ゐ花や
あを柳ゐ花や
あを柳ゐ花をちれをなるを
ちりちりちるや
ちりちりちるや
ちりちりちるや

とまらくこは是くなと。合せ考へ。これハかの御歌も後くみ

尋常の短歌とは別なるを。然るかへ〳〵はすくる。節なる加へて。是はく三十一文字にくを侍へとはあり。けてもかくて。うゝひはるへちるもくとなれ。多く唱るにも。ゐと拍子よく。御歌もいみしくをてかりけるより。後くこれ御もくへの数ふを。くをて。今の短歌をいてまるゆゑ。後くみ。三十一りの御歌なりくもにを。すくおくくも。六七十言にちりぬへき御うゝひふりあを。是を以て。其けちり別なり。と。ゆゑ。めいくもへたりれを。第くて短歌ハ。右の神樂。催馬樂のゝ。ゆゑにもくなをと。ふ。たとへをかの八たちの中山。おひるせる。砌岩川の。れとりはやを。さ。おちれをやけをゝ。ちとやくをやうに。いくつゝふ。同言の重れる。みみあるを。長歌ふてを。ちをくハ。上つ歌に。いくひをくうゝ。かは歌。ふ。百くををうも。いくをを。ゆゑ。かゝみは。れけ。百くひみは。をくはを

かゝせゆゝしく重ねる中にあやなりて、そもいはもらはもしく使ゆ、又又めつらし、一二句をもてゝふはゝる「ゑかのに、もゝふみなもゝ、タかりに、かゝふみゝて」などゝやゝに、短歌もてそかゝてゝ、なほは評めけゝけとる常多かり、是ゝゝゝ

もとより其格のあり方ことなるをもて是れまぎるるなり。されば
かゝる人ふるまひてをのゝ法れば又やうてあるべきなりはなり
にしるきなり。けるを其名とよむこれらの人々をめぶをるる
ふ。あるいはそまた古言を並へて。そのもろもろのくみさだ
るゆもろ〳〵なるいとれもかきもとめて其法〳〵そのうゝ
て煩もしたるおのそれたるをもあり。故今上つ代の歌と
かれ句格を。物の品ことくに書たらるて。其つゝきをけを
ものもの。然かさとけんをすはみそのつけさるけるくさくのわ
さあるて。名目おくてはとをわかるあれば。假ふ其名とをを百
うそて記もつをとまりいふゝしの人。そる名目あてまたし
にもあるゆ。うるふるの。おのつゝけ定るもうもむ。後よ
るれば。句格ものかの如くるもちろしあり。其名目。ちの言をて

もはへられとも。もはらく漢文の方にいひあらへる文字をも
ておふせつかるるるはとふもあるもあるへるもそ。便よれ方
にするをへまみやをてその名目に。疊句と云。同語を重ねても
らんとはをいふるる同〳〵るを必〳〵つ詞をかへていへること
も常多〳〵そを殊に雅をて世ゆ。世に是を對句とおもへるる
人もはをとをれ歌ちるも。猶皆疊句れ例ふ〳〵て。對句ふはあ
らる。漢國の詩文辭ふをとをさらに物二つを取合をて。必もと反對
をていへる類とは同〳〵かるに。其例をかはくいもゝ。ちの歌に
よそるをもの

さかしめを　ちとせうて　もふるる　みこやちちに
くはめを　あとをたて　たくふるる　さやくちちに　又
あをへみは　いくゝ行あを　又　るるまちの　ちとにをし　又

（さきへみは　たゝみ所わき）　（ちはやぶる　たゝらたゝし　又）

（ちて百ちを　めぐりめぐりちをは）

（さゐるちを　めぐるめぐるせは）

なゝの類。左右りはら同ことにして。實さ一句つゝみて事ゝあ重なる。次の句とも。只重ねてちゝへをちさゝるる也。かゝらふ乃詩句に。

（蹄路煙中遠）（傍潭窺竹暗）（湖聲蓮葉雨）（浥露収新稼）

（廻舟月上行）（出嶺見沙明）（野色稻花風）（迎寒菁田廬）

（雨園残竹矜）（山徙平地有）（釀酒栽黄菊）

（風砌落松鈒）（水到遠天無）（抽絃對白雲）

（林間暖酒燒紅葉）（攬鏡自憐添白髮）（一途花影三更月）

（石上題詩掃緑苔）（閑樽暫許借朱顏）（十里松陰百道泉）

（春倩群花為韻客）（雲間東嶺千重出）

（秋延衆卉作嘉賓）（檻外南湖百頃寛）

かゝるも。左右各別物を取合せるる類ひも。必ゝ一聯合せられも義理を盡さゝ故ゝ〻歌のおれつゝらゝるゝは。其卑ゝ〻ハ更にもいさゝ。趣意も又別なり。すへてかくはまる作を設て。對なゝるハ。かの土ふて。衰て後のもわさゝるゝこと。彼國人もあるゝはたゝわたゝんゝるき。況や此方乃歌ゝ疊句ゝ。それとゝちゝなゝみゝりひあゝこゝとなゝれかゝ。次に聯疊といふも。疊句なりて。章段なゝるを云。たゝ疊句の於ゝあゝを云ゝもあゝゝ。次に隔疊といふハ。句を隔てかゝねるゝをいふ。次に變疊ゝ云は。或ハ半句ゝ。一句ゝ句重れ。或ゝ一句ゝ一句半とをかゝねて。上を合せ。下を活ゝつゝゝる類なり。次ゝ今對句といふゝ。前の詩句の

條々いくことゝ。他物なやりあはせて一對にいへるを云。されと。上つ代の歌みそ。ことさらに儲出て。對なやらむとすゝやうは。をちくあゝさまれ。たゝまゝく事をかへ。物を轉して云へるかある。めみちなり。そも實を皆疊句の例ちなりそれと。世にさる類也を。對句とおほえていと習ひまつれて。其中ゐいさゝか似るはを。姑く對句とは名付。その似るもといふハ

ゆく水のかくれぬく　又　うかせてるかな
ふく風のめにみえぬく　てにあるゝゆゝみ

あを海に　のそめ入ぬ　又　ちれはを　山ゝ見かゝし
もろさに　ちゝみゝハ　秋は来　河ゝはやゝ

てきられさるなはを云なり。次に隔對といふて。章句を隔て對ずるを云。上の疊句と。隔疊とは例のごとし。次に變對とは五言の句を。七言の句を對し。活ていへはゝ。ゝ活ないふ。此物文詞みな常おもはれとゝ。ゝにも一句對のみを云て。二句以上對るはを云。ゝゝふれも。詞の偏發（かたより）にゝるをゝゝふゆもれを。次に招應といふハ。彼事を相應（ゆく）所乃ある。ゝ云。次に喚響と云て。響の聲ゝ應即て彼事ゝ相應しゆく所乃ある。ゝ云。次に喚響と云て。響の聲ゝ應すはかとやくそとも。ゝ句に其事とゝ。ゝあひるを云。次に首尾といふハ。初ゝいひはるゝ。ゝにゝるゝはやゝふ。やちゝゝはを云。大かゝの言語のはゝ。ゝをは めむすひにこやよ。始終の勢ひあるゝのなるを近世ゝはもちを。ちゝゝ人るゝあゝまれハ。今は世は長歌文章をゝとゝるゝ。るゝをおほゝめ。故此の招應喚響。首尾の三種ハ互ゝ相似て。何てかゝめ差ゝいゝぬゝ如くゝれと。此心ゝらひちく。漫まゝく

なるべきなり。いとゆく末れば句をとり入るゝ事。又前後あひ應ぜにもて。いとけうに浮漂へる言をそのいてまる物なれば。そは其はやすんにさとゝいんとて。三くさみを分て法れめり。次に調段と云も。上つ代の歌は。一篇は上を二段みも。三段にもうゝへはるある。其句とり段をはゝ〻やうして。又或て物の非一を。いひつゝくを。てそのなちくに。句段をちるゝくひをいふ。次ゐ譬喩。次に序辭。これらはいはゆるなれば。釋みるべきに。以上は一名の疊句くゝり以下。十三種を以て。先其大もるをさとさんを。然れとも此等の名目は。さくゝ引の句中にとめんも。所せにわきなんも。句中みは。假に簽を設を記して。其句格をしらせ。其引をもの前後み。何くれめるはさやけにへし。それ簽例を

疊句二八　聯疊二九　目　隔疊二十　五

變疊二十一　四　對句二十二　四　隔對二十三　四

變對二十四　卜　招應二十五　ゝ　喚響二十六　ゐ

首尾二十七　ゝ　調段二十八　し　譬喻二十九　ゝ

序辭三十　ゝ

凡一篇の上に。此等の簽ふあつうはをそろをすべて皆文といふ。あやとは。古今密勘の註曰。世ふにるものて。錦綾の織物をはり。龜の甲。貝の殼まて。紋ちる物をもくれ。網の目。籠の目。布の目ゐ目といふより。色ふ〻めの法をあやめと云。そそゆ。ちそひやるもちらにと云。引の御註ある。かくは申を法へるれも。猶いて。物の色はや。ふるひあと物をめ。人のをふり。物のねをそ。凡て法ト柏子よく。おゝもろく。うはをきふ〻ある。皆ひやいふ。舞の手ふ入ちやとをるめ。蓬をて。ちく。ふをあるて。一

ふゝはえあゝ勢て引入を云なり。るて弦ハ。めけ。あて紆を述
ず。天地神靈字。感せも毛る。ほゝの物なりれハ。ものはやふく
てはるあらん。今かゝすくと。論ふもれハ。あをと。右云ゑ左云ゑ。皆
此あやの上のさたみはりれさはなり。放上つ代ゑ歌文章ふと。右
ゑ十三種ゑ句法の外にる。言語のいひさまに。後世にてよあゝる
けをるあやをる。おゝすり。今其はやを。假ふ四種ふ分ちて。連實。光
彩。數量。方遠々名つく。連實やハ。天某。國某。神某。日某。宮某。家某。山某。
海某。濱某。河某。水某。石某。玉といふゝくをけゝ。春山。秋山。朝川。
夕川。初瀬風。伊香保風。木綿山雪。島山松。かゝるわせ。もゝの。真
弓。かゝの黒駒。松浦舟。熊野船。有馬菅笠。難波女。あつま男。嬬屋。妹す
手枕。君かゝ弓束。足結の小鈴。木綿花。竹玉。羽蔓ふとやうに。一句の中
に。實物ゑ異類を連用せるふなり。次ふ光彩やハ。白某。赤某。青某。黒

某。玉某。大某。太某。豊某。伊都某。瑞某。高某。廣某。齋某。若某。奇某。幸某。美
某。なとゝ類をけゝ。世の遠人國ゑ長人。遠御世。遠御食。長御代
長秋。新室。新来。おゝ。和栲。荒栲。燒鎌。燒太刀。利心。雄健ひ。遠男。はやち
を。鳴鏑。鳴けゝ。堅庭。常宮。かゝ玉。すそ鏡。真名子。最手。ほつての白。秀
鏑。秀國。なとのたくゝ。何ふよゝ。稱辭。飾言をそへて。美麗くも。嚴
かふふ。雄々もくゝいふたくゝ。次に數量やハ。一すと。菅。二上
山。三重の帶。四方ゑ御門。五伴のを。六ゑ御縣。七世申さね。八峯の椿。
九ゑ子等。十拳劍。なとやうふ。一より十。百。千萬まての詞めく
ふあゝ次ゝとへて。七條。七車。七相菅。七拳脛。八重棚雲。八尋殿。八塩
折酒。八目荒籠。八尺ゑ嘆。百稲。百枝槻。五百霧。五百津真賢木。五百重
浪。千重浪。千引石。千のゆゑ。千名の五百名。なとやうふ。後世の入
なゝは只虚句なて。いくへ。いくゝ。あまく。かまく。なといふへた所

をも、それくの数の語りて、つゝく雅をにいへるたゝひを云、次に方邊をハ、恒ゝ山邊海邊をいへは邊のたゝひのみにあらず、をへは、雷の上藤原かゝへ、河ゝ、上つ瀬中つ瀬下つ瀬上つ枝中つ枝下つ枝、小松ゝ下、桙杉のをいはかゝるを、荒山中野中、ゝ中高山ゝ末、短山の末やゝるゝと島根岩根水根おくかゝく床底は岩根そたへの極をゝ、をのゝ片山片渕内つをゝに、をつ宮かけゝゝ、そをゝゝ、日ゝよゝ、のゝくゝひをゝゝめをもゝすゝゝ、上下、左右、縦横、自他みゝゝは詞ゝゝを云、をゝくゝゝへの詞は、かをゝ、耳疎くゝゝて、只後のゝゝいをにのみ馴たゝゝ人のゝくゝせにをゝかゝ法ゝゝゝさゝ別み雅ひゝゝゝゝゝゝゝかれをゝゝくゝゝへに別てよくおゝひゝゝゝ顧みゝく味をゝひゝゝは、かゝゝ言のゝゝゝさゝにゝゝゝく雅俗あはゝゝれゝはゝゝゝへた

ゝれを、故に四種のゝゝは、短歌撰格の方にあゝゝ其句をねゝ出て、然る所以のゝゝをゝゝはゝゝにゝゝゝかゝゝゝみ合せ委ねゝゝへたゝゝゝ、長歌の方みゝ、其をゝゝゝふくゝゝを、上つ代ゝ詞遣ゝの、おゝをゝかに、美麗かゝゝゝゝゝゝゝ

神代記曰。八千矛神、御哥上に出しつ。又其神之嫡后須勢理毘賣命、云こ取大御酒坏、立依指擧而歌曰

八雲たつ　出雲の　八重垣
つまこめに　八重垣を　作る
その八重垣を

八雲立つ　出雲の　八重垣
つまこめに　八重垣を　作る
その八重垣を

八雲たつ　出雲の　八重垣
つまこめに　八重垣を　作る
その八重垣を

八雲たつ　出雲の　八重垣
つまこめに　八重垣を　作る
その八重垣を

八雲たつ　出雲の　八重垣
つまこめに　八重垣を　作る
その八重垣を

八雲たつ　出雲の　八重垣
つまこめに　八重垣を　作る
その八重垣を

八雲たつ　出雲の　八重垣
つまこめに　八重垣を　作る
その八重垣を

八雲たつ　出雲の　八重垣
つまこめに　八重垣を　作る
その八重垣を

八雲たつ　出雲の　八重垣
つまこめに　八重垣を　作る
その八重垣を

八雲たつ　出雲の　八重垣
つまこめに　八重垣を　作る
その八重垣を

八雲たつ　出雲の　八重垣
つまこめに　八重垣を　作る
その八重垣を

八雲たつ　出雲の　八重垣
つまこめに　八重垣を　作る
その八重垣を

八雲たつ　出雲の　八重垣
つまこめに　八重垣を　作る
その八重垣を

八雲たつ　出雲の　八重垣
つまこめに　八重垣を　作る
その八重垣を

八雲たつ　出雲の　八重垣
つまこめに　八重垣を　作る
その八重垣を

八雲たつ　出雲の　八重垣
つまこめに　八重垣を　作る
その八重垣を

八雲たつ　出雲の　八重垣
つまこめに　八重垣を　作る
その八重垣を

八雲たつ　出雲の　八重垣
つまこめに　八重垣を　作る
その八重垣を

八雲たつ　出雲の　八重垣
つまこめに　八重垣を　作る
その八重垣を

八雲たつ　出雲の　八重垣
つまこめに　八重垣を　作る
その八重垣を

八雲たつ　出雲の　八重垣
つまこめに　八重垣を　作る
その八重垣を

八雲たつ　出雲の　八重垣
つまこめに　八重垣を　作る
その八重垣を

八雲たつ　出雲の　八重垣
つまこめに　八重垣を　作る
その八重垣を

八雲たつ　出雲の　八重垣
つまこめに　八重垣を　作る
その八重垣を

八雲たつ　出雲の　八重垣
つまこめに　八重垣を　作る
その八重垣を

八雲たつ　出雲の　八重垣
つまこめに　八重垣を　作る
その八重垣を

八雲たつ　出雲の　八重垣
つまこめに　八重垣を　作る
その八重垣を

八雲たつ　出雲の　八重垣
つまこめに　八重垣を　作る
その八重垣を

八雲たつ　出雲の　八重垣
つまこめに　八重垣を　作る
その八重垣を

八雲たつ　出雲の　八重垣
つまこめに　八重垣を　作る
その八重垣を

八雲たつ　出雲の　八重垣
つまこめに　八重垣を　作る
その八重垣を

八雲たつ　出雲の　八重垣
つまこめに　八重垣を　作る
その八重垣を

八雲たつ　出雲の　八重垣
つまこめに　八重垣を　作る
その八重垣を

八雲たつ　出雲の　八重垣
つまこめに　八重垣を　作る
その八重垣を

八雲たつ　出雲の　八重垣
つまこめに　八重垣を　作る
その八重垣を

此歌は、ふやはらかなる姿を尾花の、心もちひ、ゆ、姿ふるあらさまを、よくそなへてゆゑハ、けゝ、めれハ千矛の神の家やゝ云句、末の服長にいをしなせ、云こと、いふみ係辭、又ぬしこそハ、男みいはせて云こ、れ、ゆゑハ、妻ハ、もよ女ゝ、めれハ云云の句の當に、遊しゝり、牧一篇の體句、妻屋おみ、遊ひ、長姿書格ありて、殊ふと云詠四種のあや、あを餘るかこそし、若かる養を、婚て、えん人ハ、ふと泥ろるやゝ、れる思ふらんあ、されを手妻、古今の歌に、著試みゝ、ゑと、近世れ、れみ、ゆかめ、養ゝ付こと、十ふ一二ハ、ゆゑかゝ、ゑに以て、其隔いとゝいちゝ、ろく、明ゝ、ゝ、ゝ

雄畧記曰天皇坐長谷之百枝槻下為豊樂之時伊勢國之三重媛指擧大御盞以献云こ天皇打伏其媛以刀刺充其頸將斬之時云こ歌曰

[illegible]

[illegible]

[illegible]

乙女の浦　けぬの浦を

海ちかし　人てそ見らめ
海ちかし　人てそ見らめ
うらもなし　浦はあるやも
うらもなし　海はあるやし
いさなとり　海を漕てて　和多底の　奥の全に

巻三ある　妻や籠
おきつ藻

風こそ寄せめ
波こそきなれ
波の寄る　彼方
此方

ナ隈おちに
方段頓をれハ　はやきに　思ハけらねハ
いやを高に　ひもとえ　思ハ

妹を門入
ちはやぶる　山

妻を屋成　うるわしき妹を　雲の　おすくれハ　海の波の

此引浦なり　云て。海なり　云と。
思。又玉藻おまつ藻云とハ。海ひを　はして。
の底に。あるに。皆其上に来る。より高し妹といへる。
はうれ海り。さて一編のうへを。海至山やついて。もしてうれ
うれを。郎女の海思山す。此引
の拾遺に尾ふそ　ありける

同巻　四十一丁　志我津采女死時柿本人麻呂作歌

あをによし　なるへるいも
ちくさたくみ　とをよる等　いろさまに　みひをはち　ちくさのはの　きたへのも紙
あをそらは　あるなおきて

同巻三十七丁詠不盡山歌　作者不記

ちのうさはしめにすることかのえみとちこうのうねといひ
て。あにあしめうるねきと結ちうる。一篇の首尾也。又中間ハ。入
まに邪ありと。立に此すいの句也。又います鈴なも。なれるこちも
の句とあひ意しうり。今本。上間みたふとくもたくしにいちもと
云句を脱せり。此句ハ。くてきかうあいうくかきハ今補ひつ。さ
て上つ代ハ。四句以上の對を希ふ。ちのうくの量對そ。
二句二聯。一句一聯。二句一聯と並ちくは放に適意格のうめに
おうるあり。ちのちくかみも。いうるを。あもはわせて。古ハれは
用ひを
知へし

同巻四十五丁 石田王卒之時丹生王作歌

なゆたうれ　とをるみて
さにつらふ　めるおかをき　ちりうれ　そつせのうち　鈴きいて　いつまへるにと
ちまつるの　入そいひつる　おのつまか　みるゆつる
たはをとか　みるゆつる
あるつちに　くやまとの
ちりの　中に　くやまとと

あまくもに　そくへのまに
ちりつるみ　いるるまに　はちつのう
つのにそゆまて

ちにそひ。
ちにうちて　めるやとに　みうるをえ　まくらに　是龍をすき
を　あくれまこれ
ちすき　あちまるうて

あまれる　さくらをぬの　あふまけ　をにうおて
えまの　あまれるる

出たちて　みそはをて
出ゆまて。　けくへてまを　るやまの　いてるる上に　いるせつる
ひうくはす　うの弓大まを。注にの鈴せけ山みちをいへると。
続み。言山の。いををけとに。いませつる。かも。といへると首尾一

[illegible]の[illegible]拍意、変格のさま。[illegible]をもて見へきあり。[illegible]
[illegible]て、みそすてをけ次み。[illegible]
二句を[illegible]すへて集中に[illegible]といふ
一方ばかりやうなるを。[illegible]
[illegible]

同巻二十九丁 山部宿禰赤人登神岳作歌

みりそけ 神あい山に [illegible]

[illegible]

たたなはる [illegible]

[illegible]

[illegible]

[

[illegible]

[illegible]

[illegible]

もて中にも驚くべきうの文なりて上つ代は長歌のもとくなりは
ら同じきまあるも多けれども但しいにしへの比ものか句調頗倒せしに
むそのほかはまさに後の今様なれば同じく七言なれども起し
方おほくは七五とつづけまくなりの疊對なりの差ひはあれど古は長
歌のもとらへをはずもつみなりあるは催馬樂の反し詞あるは
漢國の毛詩の句並ひなとにもく相似たり是神武かの雅操と
民間の唱謠との差れるへし此唱歌の句並も別にもて一の例
格なりなれば茲に記すまにはあるべと詞のいやもまの歌はく
てはよまつ彼毛詩中に偶四五篇上古のもとへに似るあり其
を准て今くに引へし

詩關雎

關々雎鳩在河之洲窈窕淑女君子好逑

窈窕淑女寤寐求之
求之不得
寤寐思服悠哉
悠哉輾轉反側

參差荇菜左右采之
參差荇菜左右芼之　窈窕淑女琴瑟友之
窈窕淑女鐘鼓樂之

同葛覃

葛之覃兮施于中谷維葉萋々黄鳥于飛集于灌木其鳴喈々
葛之覃兮施于中谷維葉莫々
是刈
是濩為絺

為絺服之無斁訊答師氏
言告言歸
薄汙我私
薄澣我衣　害澣
害否歸寧父母

同漢廣

南有喬木不可休思
漢有游女不可求思
漢之廣矣不可泳思
江之永矣不可方思翹々錯薪言刈其楚之子于歸言秣其馬
漢之廣矣不可泳思
江之永矣不可方思翹々錯薪言刈其蔞之子于歸言秣其駒

漢之廣矣不可泳思
江之永矣不可方思

同行露

厭浥行露豈不夙夜謂行多露誰謂雀無角何以穿我屋
誰謂女無家何以速我獄
雖速我獄室家不足
誰謂鼠無牙何以穿我墉
誰謂女無家何以速我訟
雖速我訟亦不女從

同何彼穠

何彼穠矣唐棣之華曷不肅雝
何彼穠矣華如桃李平王之孫

齊侯之子其釣維何
維絲伊緡齊侯之子
平王之孫

同匏有苦葉

匏有苦葉
濟有深涉
深則厲
淺則揭有瀰濟盈
有鷕雉鳴濟盈不濡軌
雉鳴求其牡雝雝鳴雁旭日始旦士如歸妻迨冰未泮
招招舟子人涉卬否

人涉卬否
卬須我友

同谷風

習習谷風以陰
以雨黽勉同心不宜有怒采葑
采菲無以下體

毋逝我梁
毋發我笱
我躬不閱遑恤我後就其深矣方之
舟之
就其淺矣泳之
游之何有何亾黽勉求之

これらをそれぞれ、うゝみ、ものき、此國も彼土も、おなじつからあやな
ゝてはすなはちまゝ、みて、ものゝうゝ、すゝに
いゝちやく、とかくみ句と同じやうにあゝ至へて、ゝてけゝゝ重
複るおゝゝちりそれ、おゝち是に習ふ、ゝて、ふゝれゆすゝ也志
に、てやく秦漢のはゝ也、よゝ、此風廢まて、ゝて、ゝ詩と云ゝ名のゝ
ゝて、ゝゝふゝれ単句、長對の議論みゝ、隧入ゝる、ゝ、ゝゝ、ゝゝと
ゝたゝ、なむゝ、きかゝ、むゝ皇國、神なからの大御位の、天地月
日ゝゝに、ゝゝかゝ、ゝゝゝ

ほとゝぎす

[illegible]

[illegible]

[illegible]

父母の　おもかげに　つゝみて　かなしきは　わかやぎの　ちのいとをもて
はるゝ　ゆめ　ものゝ　ものやちるらん

同ふるさとにくらべて、たてまつるなるうた

主生、夢てみる

それ　まことに　おもかげ　なりけれは　ゆめ　ゆめの　ゆめの　いとにて
のそへ　あれ　ものゝ　あるまゝに　人まろこそは　うゝ　ものに　ものもの
ものの　なれて　ゆえ　ゆけ　まの　ものゝ　あるゝ　ゆゝ　なおもの
ものゝ　ものは　ものに　つゝや　ものに　つゝ　ものを　ものはらん　ものへて
ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものに　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものの
おもほえに　ものゝ　ほゝ　ものに　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものの
ものゝ　ものを　ものゝ　ものゝ　ものに　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ
みるより　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものの

ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ

うぐひす

春かすみ　たれもとまれと　とをを七言かゝ
ぬ八うつをみ　ちさらし
秋八もれみ　そてをかし
ゝ八雲ゝ　せかゝる

そある二條ハ對句のことくみる時ゆゑ　うぐひすと　とを七言かゝ
を五言につゝくる例ハ　ゝ　上つ代の歌ハ　すへて五言よ
りいひ起して　一編うぐひすく　五七ゝ運ひ　ゝ　雅也　い
たゝきあり　前後ゝ引る歌まて　いとゝ　等　又
拾遺集巻九雑ゝ多のゝ　ゝをめることを　歌　判官　源順

あくるとき　春のはるちにもとまり　山ちもみ　風もはるゝ

ふちゝろる　ふゝひ　あをちゝ　みゝとをに
ゝゝ　物ゝ　ゝ　ゝ　

[illegible]

此外二首あれとそれもおなしをうるなれハ省たつ。れを手載集

以下乃撰集又人々の家集自撰の集などに載るはいとおほ
き中をへて皆此ふりなるつけなりて彼十三種の簽とるに
ひつくへきうるそ絶て見えさりける是風調句格を失へるし
ゆゑに歌の衰へるはいちしるき徴なりすくれるつ
たえあり之をうへて上つ代ならぬ文をはくもて作て
ふる文やひみいうにもあれふるもすくく雅くもくる消へな
せる作くへし貴ふへしかく社ハ上つ代の歌をもれるあそて
よくその格調をはとさもとするに上つ代をハそて作あるち
に聯疊隔疊の歌のくれおたるあらに又畳對の於保ふおもを
ぐろとはるふるはらに作てくるを引みるはるをくひの甚をく
ちをか物ふすりてあをそを

萬葉巻一十六丁 柿本朝臣人麻呂過近江荒都時作歌

たうた　うねめの　かとりの　さまをみて　ちれまく　おしみ
はるみまの　やつはしくみ　はるのこと　もりかる
そらみは　やまをなまて
あをにより　あらの山越て　いつさとに　なりにけらし　あをはなに
紅をたれと　そしらしめ　あしかもくれ　さくらみの　えはの色に　てのゝを
きりかる　そめろまれ　はのうつろの　おりてとりと　うつろはの
はるる　言か　さくらおそる
かるみろ　まるかれる　をもたの
えを　ところ　それかなり
やすみち　ゝくまの　きくちに　ありゝたま　さくられる

同巻十八丁　持統天皇幸于吉野宮之時柿本朝臣人麻呂作歌

やまいの　はまかちと　みてゐる　秋はのゝふ
ほしら　ふるきあせハ　をもきの　えを人も
新あへて　新しわち
新すゝひ　又しわち
ゝの　ゝ
ゝの　やるゝ　いそ　ゝる　ゝの　ゝ
ゝれとあれる

又

そみ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ
神さ　ゝと　ゝ　ゝ　ゝに
言とゝ　ゝ
るきて　ゝりたち　国見れハ　なつゝる

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible] 云に あつかのうんと 山ちん 雲のうりの
ちめ[illegible]に やさとちもて 高い城ゆく あんさう山を

又 六丁

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible] ちる流を うれくせ。 [illegible]

これらも。其の行道の地名を。あはせるを以て文にとれるなり。故句をハあれるれ。まて上條なるきゝあやみをれるみこなれ

[illegible]

あゝに相並てはく[illegible]
[illegible]きとれ。そのゆく道は労を述て。[illegible]
[illegible]
[illegible]

古事記同段天皇坐長谷之百枝槻下為豊樂之時御歌曰

推古紀曰二十年春正月天皇幸置酒宴群卿是日大臣上壽歌曰

萬葉卷二二十四丁 于智天皇大殯宮之時大后御作歌

同卷一七丁 舒明天皇登香具山望國之御製歌

[illegible]

同十二丁 大海人皇子命下近江國時御作歌

[illegible]

同巻三二十七丁 山部宿禰赤人望不盡山作歌

[illegible]

今世の人は長歌といへばすべてくどくどしくかつこれをもとやゝ消て
ちゐさくよむを長歌といへるなれども是はかくのごとくこゝろをつくしてよみて
なをたるゝこゝろなくいたづらに長くよみなしたるものなり長歌といへばら一体
ちゐさくよみて輕くよむこと第一なり長歌といへばとて重くよむべからざるものなり
みちかく重きゆゑ又その〳〵かゝれるまことをもとゝして其きはに任せて
長くもあれ短くもあれ其こゝろをもとゝして其こゝろをもとゝ
あらんを旨とす故その長さ

絶まにもえるいとぬ風韻あるかなおもすり其大抵十句もかりよ
りて二十句あまりあるものをうつしはれるくハ旋頭歌あるを
まはよるるゝ所ものをもちくきをとゝ句字あやまりて長
歌ふあるゆをみ[illegible]てうはそくゆるゝ[illegible]
いとゝもるゝふるをもをゝやうにつくるゝ[illegible]
出かゝもすゝ[illegible]あい社[illegible]
学へるゝいるゝ手にいるゝ[illegible]又ちのゝちゝよ小長歌ふとゝ
く言の数ふるかゝるゝ[illegible]
はあり[illegible]
もて閑ゆ

應神紀廿年春三月天皇幸難波云々望兄媛之船以歌曰

[illegible]

仁徳記曰天皇戀其黒日賣云々坐淡道嶋遥望歌曰

[illegible]

萬葉巻十三古歌

[illegible]

同巻 二十 二丁

[illegible]

同巻 二十 七丁

[illegible]

同巻 二十 九丁

[illegible]

同巻 二十 五丁 聖武天皇賜酒節度使卿等御製歌

[illegible]

凡かくのごとくに五七なるべき句ゝもあり。ある歌とつきて本居氏の説云。《このことみきハ
五言の句ハ四言六言七言の句に六言八言にもよみなるべきなり。そ
もゝなりとふことにハ。みな五七の格ハ五七なりといへるを。こ
きてに成歌なりとも。いへることもれハ世に此等の説を信
ずて。古風を好む輩。さらは言の数ハいかゞともて。猥なに。
五七の格ハそなりておもはるゝ。わかつかなることなれハ。かゝら
にもあらず。然るゝ。あるものとて。右の歌ハ中なる。五七の句なる
えゆ。さけつゝ百もえゆ又にしのうまやゝ。かよこを。をとか
ちれうまやゝ。かよちよ。ちとめるゝらゝにゝちてゝ。ちてゝ七
言の句ハ三言四言かあるて。いつれも右の説収まかるゝ。ハあ
人社古事記傳ハ。ことの。かゝるゝ。こをは。此語を三句ハ句讀

ゝ。是もはての句ハ七言のところあるに。て三言なり。然るに
是等をも引延て。ゝれ七言ハ格にゝふそのとせハ。はゝ五七
ハもゝなりへを。守るにもならハ。ゝめゝあめゆゝおゝ。これと歌ハ
神世なり。五七のゝゝをゝふゝまつるは。彼そゝみつやうと
めゝにゝなるめゝさゝもハ。ゝちてゝ。ありれんを。今此條ハ。ゝる歌の
たゝくひハ。なゝふに。當昔樂曲ハ中ハ。尋常にかゝれる節
士も足ゆゝれハ。其等の曲ハ節ハて。右等のことをくハゝゝ。ゝちハ
至けも。萬葉一人麻呂大人の歌に。ゆふはの。かゝも。たみゝに。つ
かゝゝるゝ。ゝ。いハ類をあの。又集中。七言三句引つけて結ゝ
ちるゝあるゝ。皆ゝく樂曲の節ハあひ。ゝゝ神樂催馬樂譜ハ。彼
七言三句等ハゝゝ。ゝくあゝるゝをゝれハ。右等の調へも合
ゝ曲の。あゝゝもゝゝれゝ。古事記朝倉宮段に。天語歌といハ

樂曲の名にあるハ。餘言の義と申ゆされハ上つ代ハ。ひとつ一ふし曲のあり。ものもちとも。もちうゆるを。かれハ。みそをに為へすにあらに。をゝ物によりて。五七みりはきにることのあり。あん字。ものを。字ひ。たゝに例なし。めしもを。ハつもをへよわさあるへし。さて。るゝ。ものをかゝ。るる中に。五七のゝ。らゝ正ものゝ。ぎ。長かゝに。ゆかゝ。らゝ。ものもあやかりて。をゝめて。ほと拍子。よゝ。ゆあ

允恭記曰木梨軽太子姦其伊呂妹軽大郎女云々流於伊余湯也云々軽大郎女之追到之時待懐而歌曰

とものゝ　けつきのいめ

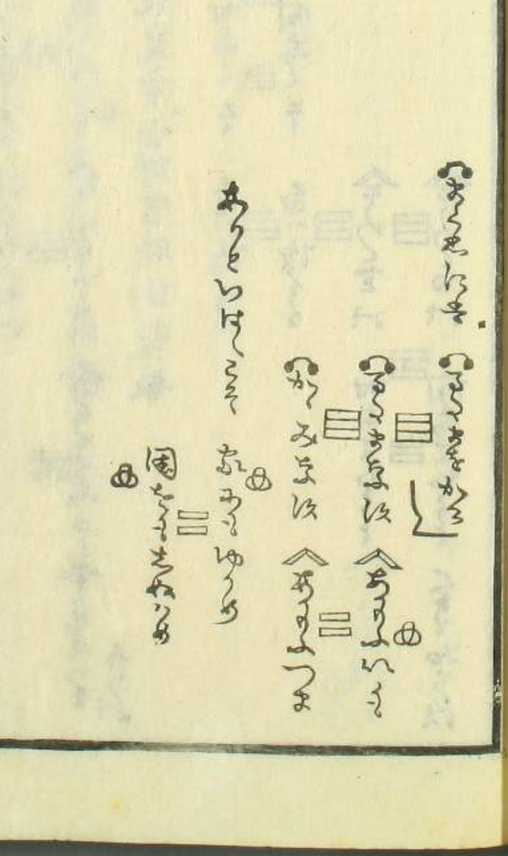

同記同太子御歌

あゝをちの　ゐをを　つゝ

雄畧記曰初大后坐日下之時自日下之直越道幸行河内云々行立其山之坂上歌曰

萬葉巻一 十五丁 天武天皇幸吉野宮時御製歌

同巻十三 十六丁 古歌

同 二ト五丁 古歌

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

同八丁 古歌

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

景行紀曰昔日本武尊向東之歳停尾津濱而進食是時解一劔置於
松下遂忘而去今至於此劔猶存故歌曰

神功紀攝政元年三月云々爰武内宿祢選精兵役山背出之至莵道

云々忍熊王出営欲戦時有熊之凝者云々因以高唱之歌曰

應神記曰於是大山守命者云々有殺其弟皇子之情云々爾兄王兵
各沒河流弟王歌

ゆみ

允恭記曰。故其軽太子者流於伊余湯也。云々其衣通王追到之時。待懐而歌曰

こもりくの はつせのやまを
さきくさの ながをしたへば
いにしへの しづのをだまき
くりかへし むかしを
したふ
いまをしたふ
そこゆゑに したふ
かぐはしき くはしみ
いもがゆ

推古紀廿一年十二月。皇太子。遊行於片岡時。飢者臥道垂云々與飯食即脱衣裳覆飢者而言安臥也則歌之曰

しなてるや
かたをかの
いひに
うえて
ふせる
その
たびと
あれは
なれなりけめや
さ
なしたる
たびにはあらじ
こやせる
その
たびと
あれは

萬葉巻一八舒明天皇遊猟内野之時中皇女命使間人連老献御歌

やすみしし
わがおほきみ
かりたまふ
ふゆの
のに
たちばなの
をの
うへ
ふみ
なびき
あさ
ゆき
ふみしだき
たつ
ま
ゆみ

ゆふへにも　ふきそよめし

ゆとうの　ちつまのゆふの　あらはまの　おとさやけし

あさかりに　てちにけり

ゆふかりに　てちにけり

そへて上つ代のうたに全く一段なるハすくなくして、おおくハ二段み、三段なるもあり。その中にかくのごとき同句めて弦ひかへせるも、毎のへたてあらずして、自一格のごとくあれども、ちなに十首許あハせてはんてこそ、大抵二段目みも、ほとんど一段みいひのこせる餘情を述て、首尾をそなへのこかたに上に立かくして、弦ひうんせるかおほし。萬葉集に長歌おまた反歌として、別み短歌をそへうたはちあるもこれと同しちなり

へちなり。つらく古への弦曲を考るに、呂よりうたひ出るも、次み律み入まるもちなに呂み立かへてをちも、又律より弦を出るも、次に呂み入ふるもあり。元の律みもくめて、結めつるさまもあり。其歌の言かたにくも、音ふしによりて、別み短歌をかうてかへそるもあり。即古事記高津宮段み、志都歌之返歌をそえ、又神樂催馬樂等みも、反物の弦とある是也。然るに世々の学者、彼万葉集に反歌をハ、反を段字の草書みて、短の意なり、或ハ長歌の一篇に意を約め、又或ハ、あまれるもの、ろを述てかへすもあり、なといひて、後世にいはゆる、贈答み云へん弦めるに説みせるも、みな此呂律のうたに、節のかへしなることをもちゐるも也。此ことも、ちなにわきまへ知ることをもちゐるを、故あるて、さ記み神樂譜、釈、反物の弦乃條み詳くいひつれハ者なり。かくて、此同句を合せ

て結ぶる例を旋頭歌みる

さゝなみかゝる　みれもあかぬかも
ちはやぶる　ちはやぶるかも
あるらむ　るるめるかも　かそをみなへ
ちはやぶる　たまかるかんと　あるらをみなへ
かるかるふ　ゆるるそ　ちるかるる
ものかをする　いはのみをを　ちるかる

かやうに　あひ合せて　こゝに　古よせをうたなるかも。このすうをもて旋頭混本といひて、この躰のうたの名をもちゝ也。別に混本といふ歌あるへからず。又短歌みる

あをしそのみゝのをはし　きへはちみ
いめらはるる　みゝををし

如此同句をてかへるる。古へはるるも。おりふしに猶同句あらはるる。うゝふとよにかへすことハ同うたと。彼呂律の音ゆゑ。ちゝめふ立反る故に。それをうしておのつゝ同句を收らはかゝ如ゆゑをもちゝ。一種右のをくゝをもかへせるにをあらはして。其章句を二段みる。三四段みる。段を立ちるまれ

くゝををゝを

神代記曰八千矛神云々又其神之嫡后須勢理毘賣命甚為嫉妬故其日子遲神和備弖自出雲將上坐倭國而云々歌曰

ぬばたまの　かるるくるたせは
いのらはおもは　かるるくるよ

萬葉卷一 三十三丁 藤原宮御井歌

同巻二十五丁天武天皇崩之時太后御作歌

同二十二丁明日香皇女木槨殯宮之時柿本朝臣人麻呂献忍坂部皇子

歌

かゝるたぐひにそれらにつゞけて
□□□

[illegible]

萬葉卷二 二十三丁 天智天皇崩之時大后御作歌

[illegible]

同卷一 十二丁 天智天皇詔内大臣藤原朝臣競憐春山萬花之艶秋山千葉彩時額田王以歌判之歌

[illegible]

同卷三 十三丁 長皇子遊猟猟路池之時柿本朝臣人麻呂作歌

[illegible]

同卷六 十七丁 神龜三年秋九月幸於播磨國印南野時山部宿祢赤人

作歌

やそみしま　かもちろら　そきそ　ん　ちく　ぬの　ふねの　ふる　ふるるかぬ　もひつると　あろそよ　もろやくと　人そはいろろ

うらをみ　うむろいに

はまをみ　えるちやく　ありかよひ　えますちろ

同十四丁　神亀二年夏五月幸于芳野離宮時山部宿祢赤人作歌

やそみち　ぬの　ぬの　ぬの

同十一丁　神龍二年夏五月幸于芳野離宮時山部宿祢赤人作歌

ゆふ　ちろ　ふ　たて　うるちあて　ふ　ろ　ぬ　ぬ

ゆふ　ちろに　ちろふ　たて　うるちあて　ふ　ろ　ぬ　ぬ

同巻十三　二十一丁　古歌

ちろろみ　神歌の川乃　ちめろに　ちろ　ちく　ちて

ちの　ちく　ちて　ちく　ちく　ちく　ちく　ちく　ちく

おりて　ちく　ちく　ちく　ちく　ちく　ちく　ちく　ちく

ちく　ちく　ちく　ちく　ちく　ちく　ちく　ちく　ちく

ちに　ちろ　ちく　ちく　ちく　ちく　ちく　ちく　ちく

たの　ちく　ちく　ちく　ちく　ちく　ちく　ちく　ちく

同巻十五　十一丁　古歌

ゆふ　ちれは　ち　ちく　ちる　ちく

ちろ　ちれは　ちく　ちて　ちて　ちく　ちく　ちく　ちく

[illegible]

[illegible]

[illegible]

ちのうつりてゆくことはあやなくて。集中七夕の歌みてゆきに
はくさもかなりえんとかてるめ長歌つきぬ中に變轉せると
ころとなく。只二句はくの疊對をなるんるはるとうはさく
あきたまてちに此ものの歌を一體ありて。詞遣をひとつて
雄々しくたちえるるく。あれと句格をとりてもやゝ漢めたて
るるまるかおかうるハはやく寧樂朝をなりてもの歌のおとろ
へきる故なるへし。故萬葉集中にもてそ作者きられさるふるき
代の歌と。次みは柿本山部大人をおきてハあるへたるを
えに。かの聖武天皇ハ節刀使ゝ酒をたまふ大御歌なとハるよ
代くりは形みはたて。おるせたあへるなれハ其世ゝあハに古雅
れるやこ詠のきこゆるあり。遣唐使餞別のうゝはたるもみ。此
たをこれうはえゆかの家持卿なとゝ家集を傳へて。歌のおほ

かをはこそあれをへて風調ハいゝく荒ひてくる好るかおもう
をかく歌のるやきゝ記紀ふきくへよこのそなる其すられ
るにいるもてきゝ二聖といへみるはるかみおはもきの國
にくるふへたはるれくきとまを天地の間ゝ高く秀たるもれ也。
あるくへし。貴ふへしゝをゝ。數千歳の今ゝてそれられ
古歌を学ふにハ大きにてろえあり。そのうきゝ巻はをちよ
云へし